

NPO法人とは



全国 **ストップザロコモ**
Stop the Locomo Council 協議会

JCOA会則等検討委員会

SLOC総務委員会 担当理事

二階堂 元重

S L O C

(エスロック)

非営利活動法人**全国ストップ・ザ・ロコモ協議会**

Japan Stop the Locomo Council



全国 **ストップザロコモ**
Stop the Locomo Council 協議会



特定非営利活動法人
全国ストップ・ザ・ロコモ協議会
理事長 藤野 圭司

全国ストップ・ザ・ロコモ協議会（Japan Stop the Locomo Council、略してSLOC（エスロック）とする。）は運動器の衰えにより要介護状態となることを防ぎ、永く健康な生活を送って頂くため、ロコモ対策が如何に重要であるかを広く国民の皆様知って頂くため設立されました。

そのため、全国の自治体と連携し、広く住民に広報活動、ロコモ対策のためのロコトレ指導などを実践してまいります。

また、各種報道機関とも連携し、正しいロコモ対策に対する啓発活動を行ってまいります。一人でも多くの国民にロコモを理解して頂き、健康で健やかな寿命を享受できますよう願っています。



24生都管特第2039号
平成24年12月27日

認 証 書

住 所 静岡県浜松市中区山手町38番24号

氏 名 藤野 圭司

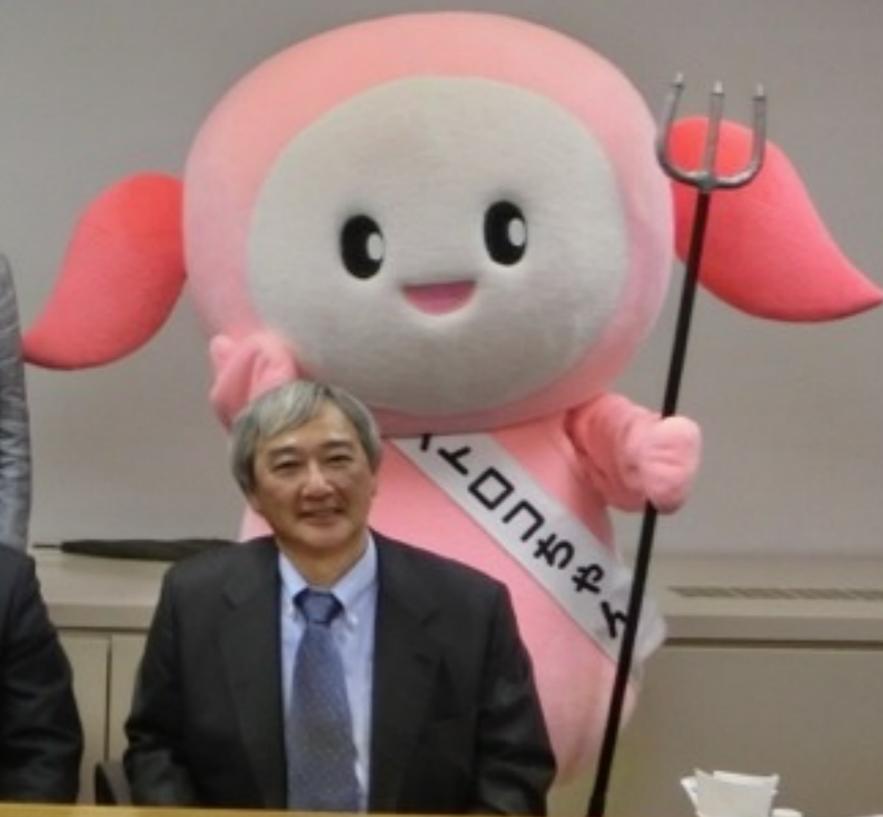
平成24年8月31日付けで申請のあった下記の特定非営利活動法人の設立については、
特定非営利活動促進法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事 猪瀬 直樹



記

- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会
- 2 代表者の氏名
藤野 圭司
- 3 主たる事務所の所在地
東京都台東区台東四丁目2番8号 御徒町台東ビル6階



TVシンポジウム

「骨折の連鎖を防ごう
~ロコモティブシンドロームと骨粗鬆症~」

NHK Eテレ JUN.29,2013



骨折の連鎖を防ごう
～ロコモティブシンドロームと骨折しよう～



SLOCキックオフイベント in石巻

ロコトレ&ウォーキングフェスティバル

MAY.26,2013



健康増進法（国法）に基づく国策

具体的数値目標の設定（国民認知率）

20歳以上の国民の80%以上

健康日本21(第1次) 2000年~2012年

メタボリックシンドローム：09年には92.7%

健康日本21(第2次) 2013年~

ロコモティブシンドローム

NPO法人(SLOOC)

- ・原資は基本的に寄付収入
- ・公益事業＋共益事業(各々制限あり)
- ・非営利特定の事業に限定（口コモ啓発事業）

一般社団法人(JCOA)

- ・原資は会費収入
- ・公益事業＋共益事業(各々制限なし)

認定NPO法人 336 法人

FEB.2013

NPO法人 47.636 法人

APR.2013

(認定・仮認定あわせ)

認定NPO法人の「税制優遇」 4大メリット

1.個人が寄付した場合→寄付金控除

所得税控除：(寄付金額－2,000円) ×40%が減税

住民税控除：(寄付金額－2,000円) ×10%が減税

2.法人が寄付した場合→損金算入金額拡大

[特別損金算入限度額]

$(\text{資本金等の額} \times 0.25 + \text{所得金額} \times 5\%) \times 1/2$

3.相続人が相続財産を寄付した場合→相続税が非課税

4.認定NPO法人が収益事業を行った場合

→「みなし寄付金制度」による減税措置を利用できる

収益事業から得た利益を本来目的の非収益事業に使用した場合、この分を寄付金とみなし、一定の範囲で損金に算入できる。

パブリックサポートテスト (PST)

1. 相対値基準

総収入金額のうち寄付金額の占める割合が20%以上

2. 絶対値基準

3,000円以上の寄付者の合計が年100人以上

3. 条例個別指定

個人住民税の寄付金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けている。

認定NPO法人

「より客観的な基準において、高い公益性を
もっている」ことを判定された法人

NPO法人

形式的に「公益性のある団体かどうか」
を判定し、認証されている法人

- ・ 来年秋を目標

認定NPO法人

- ・ 本年1月(現在のSLOC)

NPO法人

税の優遇措置



- ・ 昨年8月(設立当初)

任意団体

法人格の付与



ご清聴ありがとうございました

